○北海道開発局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

北海道開発局長　本田　幸一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百四十四号 | 北海道標津郡標津町北六条東一丁目二番一から同町南八条東一丁目一番一まで | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |
| 三百九十一号 | 北海道釧路郡釧路町鳥里二丁目一番一から同町鳥里五丁目二番一まで | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |
| 四百五十三号 | 伊達市大滝区優徳町三五番一から同市大滝区優徳町四〇番二まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十七年十二月四日

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２７年（フ）第４７９号**

北九州市戸畑区沖台２丁目15番22―303号

債務者　坂尾　耕二

1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第５７９号**

熊本県宇城市小川町東小川782番地１

債務者　松岡　孝子

1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５８０号**

熊本県宇城市小川町東小川782番地１

債務者　松岡　浩治

1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１７３６号**

名古屋市北区会所町100番地　佐々木マンション104号、従前の住所名古屋市北区如意４丁目128番地　バウハウス楠105号

債務者　和田　政己

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇佐美芳樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前11時５分

5　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２８１号**

佐賀市田代１丁目８番29号　パステル11102

債務者　まぐろの鮪幸ことカフェ　ド　リンクこと　佐藤　邦和

1　決定年月日時　平成27年11月17日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小畑雄一郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午前10時

5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第２８４号**

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野649番地５

債務者　森田　良宏

1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　隈　　淳平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午後１時45分

5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第９６６号**

大阪府富田林市錦織中２丁目14番４号

債務者　佐生　英輔

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　土生　康晴

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１２６６号**

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町２―13―13　ハイランド鳩ヶ谷105号、住民票上の住所埼玉県川口市坂下町４丁目８番６号

債務者　古川　康男

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇田川高史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第９５８号**

堺市西区浜寺船尾町東４丁27番　マンションヤマニシ302号室、住民票上の住所大阪府高石市高師浜２丁目７番23号

債務者　八切　敏夫

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小林　あや

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午前11時

5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１６５６号**

名古屋市中村区賑町17番地の２（メゾン・ド・オーブ503号）、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）

債務者　西　　壽明

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　葛西　良亮

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月23日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５９０号**

札幌市北区屯田９条４丁目１番２―405号

債務者　田中　ゆみ（旧姓川越・柴田）

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　渡邉　英貴

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時

5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１１０７号**

名古屋市千種区日進通１丁目16番地の１　メゾン・ド・タンドレス310号

債務者　伊藤　昭三

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　正木　裕美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午前10時

5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第７７２号**

名古屋市千種区今池１丁目17番９号　コーポ高山２Ｂ号

債務者　緑の館こと　古屋　保文

1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　澁谷　　歩

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部